

FLC学びのエリア

<志村四中・志村坂下小・北前野小・緑小・志村小>



令和8年5月1日
板橋区立志村小学校
校長 佐久間 康弘
令和8年5月号
志村小ホームページ

学校スローガン「みんなが笑顔」

<http://www.ita.ed.jp/edu/simuraes/>

いじめを許さない学校であるために

校長 佐久間康弘

公立の学校では、学校生活を通して、お互いを尊重し合うこと、仲間の大切さなど、人との関わりを学べるよう様々なことに取り組んでいます。

いじめを行う行為は絶対に許されない行為です。そのため法律の中に「いじめ防止対策推進法」があり、これはいじめを防ぎ、いじめられた人を守るためのものです。

ここで確認しておきたいことがあります。人によって「いじめ」とは何なのか、受け止め方が異なることです。小学校では法律的に決まった定義を基準にしています。

この法律の第2条に記載されている「いじめ」とは、「児童等に対して他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、心身の苦痛を感じてるもの」を言うことと示されています。また、第4条では「児童等はいじめを行ってはならない」と定められています。公立の学校ではこの法律に基づき「いじめ」の対応を行っています。

板橋区教育委員会では、「いじめ防止対策基本方針」を示し、リーフレットを作成し、いじめの防止に努めています。

このリーフレットから具体的な事例を確認したいと思います。

「いたづら」や「意地悪」、場を盛り上げようと「いじる」ことも、受けた側がどう受け止めるかによって、すべて「いじめ」になります。

学校ではいろいろな場面が考えられ、誤解されやすいのは次の2点です。

①親切のつもりで注意したりしたことも、相手の受け止め方によっていじめとなることがあります。

②グループとして意見をまとめる時、Aさんは発言することが苦手で、無理やり言わせないでほしいと思っていました。その時にBさんが、「Aさんもグループの一員として何か言いなよ」と言ったときに、Aさんが苦痛を感じていたら「いじめ」となります。

本人のためを思って伝えたことも、好意からの発言も、受けた側の受け止め方によって「いじめ」になります。ここが重要です。

もし「いじめ」が起こったなら、いじめから守ってくれる大人へ、つまり家族や学校の先生、スクールカウンセラーに相談します。誰かがいじめられているのを見たら、勇気を出して教員にすぐに相談することです。

担任等の教員を窓口として、学校と家庭、関係機関等が連携して対応します。校内では「学校いじめ対策委員会」を開き学校内で共有し、指導を行っています。

いじめの解消には、「いじめに関わる行為が相当の期間(3ヶ月間を目安)、止まっていること、「謝罪した」、「仲直りした」など、表面的かつ安易な判断により、被害の子供への対応を終えてしまうことがないように慎重に取り組んでいます。

いじめを通り越し、犯罪行為として取り扱う場合は、警察に相談し連携して対応します。

本校のいじめ対策委員会では、毎月心と体のアンケートを実施することによって、いじめが起きていないか把握に努めております。よりよい人間関係をつくるには、そして、子供たちの健やかな成長について保護者の皆様と共に考えていければと願っております。

相談窓口

板橋区教育総合相談 03-3579-2199

東京都いじめ相談ホットライン 0120-53-8288